

佐潟

さかた

新潟県新潟市



春の佐潟

[登録番号] 820
[登録年月日] 1996年3月28日
[面積] 76ha
[湿地のタイプ] O:永久的な淡水湖沼
[保護の制度] 国指定鳥獣保護区、国定公園特別地域
[国際登録基準] 3、5、6

湿地の概要

佐潟は、日本最大級の砂丘である新潟砂丘の砂丘列間に位置する湖沼で、上潟と下潟の大小2つから成り立っている。潟の面積は、合計約44ヘクタールで、標高4.8mの高さにあり、平均水深は1m程度と浅く、湖底は船底型をしている。外部から流入する河川はなく、佐潟の水は、周辺砂丘地からの湧水や雨水によって供給されている。

佐潟は、東アジア地域におけるガンカモ類の渡りルート上に位置し、水鳥にとって重要な生息地となっており、1981年には国指定の佐潟鳥獣保護区として鳥

獣の保護が図られてきた。鳥類以外にも、様々な生きものが生息・生育し、湿地特有の多様な生態系が形成されている。



冬の佐潟



湿地にかかわる動植物

信濃川、阿賀野川の両河口に位置する越後平野には、潟と呼ばれる湖沼が点在し、主要な潟には毎年多くの水鳥が飛来するが、佐潟は市内有数の越冬地となっている。佐潟を訪れる代表的な種類としては、コハクチョウ、マガモ、コガモがあげられる。コハクチョウは毎年約3,000羽が飛来し、早朝に潟を飛び立つと周辺の田んぼへ向かい、昼は田んぼで採餌を行っているが、夕方一斉に潟に戻って、ねぐら入りする。

植物では、水際にヨシやマコモ、ガマ、水域ではハス、ヒシなどを見ることがで

きる。

また、昆虫類では、水辺環境をはじめとした多様な自然環境を通して、約1,000種類の昆虫類を記録し、中でもトンボ類の市内有数の生息地となっている。



佐潟とハクチョウ



世界湿地の日記念イベント 佐潟市民探鳥会

保全・管理の取組

荒周辺の地域住民は、佐潟の豊かな自然環境を背景に、里潟として昔から潟と密接に関わり、調整池や水源としての利用、潟の産物の有効利用などを通して、地域の財産として潟を保全しながら活用してきた。佐潟および周辺は国定公園の特別地域や国指定の鳥獣保護区であることから、この豊かな自然環境を将来にわたって保全するとともに、地域住民の賢明な利用を推進するため、1996年にラムサー

ル条約湿地として登録した。2000年には佐潟周辺自然環境保全計画を策定し、内容を見直しながら、佐潟の保全と賢明な利用を推進している。2005年には地域住民、地元団体、環境団体、有識者、行政からなる佐潟周辺自然環境保全連絡協議会を設置し、佐潟に関する取り組みの報告・検討や計画の進行管理を行っている。



漁の様子



潟普請



水辺の生きもの観察会

ワイズユースの取組

佐潟がラムサール条約湿地に登録され、佐潟水鳥・湿地センターが1998年に開設されると、施設が活動拠点となり、様々な事業を通して佐潟と人々との結びつきが強まるとともに、住民参加による保全と賢明な利用への試みが、市民、関係団体、行政の協力で進められた。その一例として、地域住民や地域コミュニティが中心となり市民ボランティアが加わりながら、佐潟の清掃、ドロ上げ、ヨシの管理などを行う佐潟クリーンアップ活動が行われるよう

になった。これは、かつての潟普請を現代版として復興させる取り組みとなっている。このほか、周辺の赤塚地区のまち歩き・砂丘歩きや、小、中学校をはじめとした総合学習の場としての活用、自然生態観察園にエコトーンを創出し、希少動植物などが育つ場所を復元する取り組みなどが行われている。

関連自治体

新潟市役所 ☎025-228-1000

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

佐潟(さかた)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 新潟市

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03